

各 位

入札・契約制度の改正について（お知らせ）

八戸市では、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、地方自治法施行令の一部の改正で、少額随意契約の基準額の引き上げが行われることに伴い、最低制限価格制度における対象工事等の基準額について、次のとおり改正することといたしましたのでお知らせします。

1 最低制限価格制度の対象工事等の基準額を上げます。

最低制限価格制度の対象工事等の基準額を次のとおり上げます。

	現 行	改 正
(1)	予定価格が130万円を超え7,500万円（建築工事にあっては、1億円）未満の工事の請負契約	予定価格が200万円を超え7,500万円（建築工事にあっては、1億円）未満の工事の請負契約
(2)	予定価格が130万円を超える製造の請負契約	予定価格が200万円を超える製造の請負契約
(3)	予定価格が50万円を超える工事又は製造以外の請負契約	予定価格が100万円を超える工事又は製造以外の請負契約

2 適用期日

今回の改正は、令和7年4月1日以降に公告又は指名通知をする入札について適用となります。（令和7年3月31日までに公告又は指名通知をした入札については従前の例によります。）

問合せ先
八戸市 財政部 契約検査課
0178-43-2133（直通）
内線 3454, 3455, 3456